# 特定個人情報保護評価書（重点項目評価書）

| 評価書番号 | 評価書名 |
| --- | --- |
| 33 | 特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務（子育て世帯生活支援特別給付金等）重点項目評価書 |

| 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 | |
| --- | --- |
| 船橋市は、特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務（子育て世帯生活支援特別給付金等）における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生するリスクを回避するために、特定個人情報ファイルの適正な取扱いを確保し、特定個人情報の漏えいその他の事態を未然に防ぐため、事前分析を行い適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。 | |
| 特記事項 | 特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務（子育て世帯生活支援特別給付金等）において取り扱う全てのシステム操作者に対しては、守秘義務を課し、事務に応じた操作権限を設定している。また、システム操作に係る履歴を保存し、操作者を特定できるよう対策を講じている。<br>業務委託先事業者に対しては、業務目的以外での特定個人情報の利用の禁止を義務付ける等の制限を契約書に含める等の対策を講じている。 |

| 評価実施機関名 |
| --- |
| 船橋市長 |

| 公表日 |
| --- |
| 令和7年3月31日 |

［令和6年10月　様式3］

## 項目一覧


| |
|---|
| Ⅰ　基本情報 |
| Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 |
| （別添1）特定個人情報ファイル記録項目 |
| Ⅲ　リスク対策 |
| Ⅳ　開示請求、問合せ |
| Ⅴ　評価実施手続 |
| （別添2）　変更箇所 |

# Ⅰ　基本情報

| 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|---|---|
| ①事務の名称 | 特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務（子育て世帯生活支援特別給付金等） |
| ②事務の内容 | ①「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）の支給について」（令和3年5月28日付子発0528第1号厚生労働省子ども家庭局長通知）に基づき、給付金の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務<br>【概要】<br>本給付金の積極支給対象者の選定、および、申請者の支給要件の該当性を判定する事務を行う<br>【事務処理】<br>〇積極支給<br>令和3年4月分の児童手当（児童手当法による児童手当の受給者、令和3年4月分の特別児童扶養手当の受給者で、令和3年度分の市町村民税均等割が非課税である者を積極支給の対象とし、給付金の支給案内を行う<br>〇新規認定者に対する積極支給<br>令和3年5月から令和4年3月までのいずれかの月の分の児童手当の受給資格の認定又は児童手当法第9条第1項の規定による児童手当の額の改定の認定を受けた者、もしくは特別児童扶養手当の受給資格の認定又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律第16条において準用する児童扶養手当法第8条第1項の規定による特別児童扶養手当の額の改定の認定を受けた者を随時積極支給の対象者とし、給付金の支給案内を行う<br>〇その他の届出<br>　口座振替変更届に基づき、振替（支給）口座の変更を行う。<br>〇申請書（請求書）、申立書<br>　申請書（請求書）および申立書に基づき、支給要件に該当する者に給付金の支給を行う。<br><br>②「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業の実施について」（令和3年11 月26 日付け府政経運第399号本職通知）を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務<br>【概要】<br>本給付金の積極支給対象者の選定、および、申請者の支給要件の該当性を判定する事務を行う。<br>【事務処理】<br>〇積極支給<br>　令和3年9月分の児童手当（児童手当法による児童手当）の受給者を積極支給の対象とし、給付金の支給案内を行う<br>〇新規認定者に対する積極支給<br>令和3年9月1日から令和4年3月31日までに出生した児童の児童手当の受給資格の認定又は児童手当法第9条第1項の規定による児童手当の額の改定の認定を受けた者を随時積極支給の対象者とし、給付金の支給案内を行う<br>〇その他の届出<br>　口座振替変更届に基づき、振替（支給）口座の変更を行う。<br>〇申請書（請求書）、申立書<br>　申請書（請求書）および申立書に基づき、支給要件に該当する者に給付金の支給を行う。<br><br>③「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）の支給について」（令和4年5月2日付子発0524第2号厚生労働省子ども家庭局長通知）に基づき、給付金の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務<br>【概要】<br>本給付金の積極支給対象者の選定、および、申請者の支給要件の該当性を判定する事務を行う。<br>【事務処理】<br>〇積極支給<br>　令和4年4月分の児童手当（児童手当法による児童手当の受給者、令和4年4月分の特別児童扶養手当の受給者で、令和4年度分の市町村民税均等割が非課税である者を積極支給の対象とし、給付金の支給案内を行う<br>〇新規認定者に対する積極支給<br>令和4年5月から令和5年3月までのいずれかの月の分の児童手当の受給資格の認定又は児童手当法第9条第1項の規定による児童手当の額の改定の認定を受けた者、もしくは特別児童扶養手当の受給資格の認定又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律第16条において準用する児童扶養手当法第8条第1項の規定による特別児童扶養手当の額の改定の認定を受けた者を随時積極支給の対象者とし、給付金の支給案内を行う<br>〇その他の届出<br>　口座振替変更届に基づき、振替（支給）口座の変更を行う。<br>〇申請書（請求書）、申立書<br>　申請書（請求書）および申立書に基づき、支給要件に該当する者に給付金の支給を行う。 |

| | |
|---|---|
| | ④「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）の支給について」（令和5年4月10日こ支家第14号こども家庭庁支援局長通知）に基づき、給付金の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務<br>【概要】<br>本給付金の積極支給対象者の選定、および、申請者の支給要件の該当性を判定する事務を行う。<br>【事務処理】<br>〇積極支給<br>令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）受給者を積極支給の対象とし、給付金の支給案内を行う<br>〇その他の届出<br>口座振替変更届に基づき、振替（支給）口座の変更を行う。<br>〇申請書（請求書）、申立書<br>申請書（請求書）および申立書に基づき、支給要件に該当する者に給付金の支給を行う。<br><br>⑤「令和5年度千葉県子どもの成長応援臨時給付金」（令和5年6月2日子大397号−1千葉県知事通知）に基づき、給付金の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務<br>【概要】<br>本給付金の積極支給対象者の選定、および、申請者の支給要件の該当性を判定する事務を行う。<br>【事務処理】<br>〇積極支給<br>小学生及び中学生の児童のいる世帯で、令和5年5月分の児童手当（児童手当法による児童手当）受給者を積極支給の対象とし、給付金の支給案内を行う<br>〇その他の届出<br>口座振替変更届に基づき、振替（支給）口座の変更を行う。<br>〇申請書（請求書）、申立書<br>申請書（請求書）および申立書に基づき、支給要件に該当する者に給付金の支給を行う。<br>⑥「船橋市ふなっこ子育て応援給付金支給事業実施要綱」（令和5年7月3日施行）に基づき、給付金の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務<br>【概要】<br>本給付金の積極支給対象者の選定、および、申請者の支給要件の該当性を判定する事務を行う。<br>【事務処理】<br>〇積極支給<br>新生児を含む未就学児及び高校生相当年齢等の児童等のいる世帯で、令和5年5月分の児童手当（児童手当法による児童手当）受給者を積極支給の対象とし、給付金の支給案内を行う<br>〇その他の届出<br>口座振替変更届に基づき、振替（支給）口座の変更を行う。<br>〇申請書（請求書）、申立書<br>申請書（請求書）および申立書に基づき、支給要件に該当する者に給付金の支給を行う。 |
| ③対象人数 | [　10万人以上30万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1) 1,000人未満　2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満　4) 10万人以上30万人未満 |

## 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

### システム1

| | |
|---|---|
| ①システムの名称 | 特定公的給付（子育て世帯生活支援特別給付金等）システム（児童総合福祉システム） |
| ②システムの機能 | ①受給資格管理機能<br>積極支給資格対象者の管理を行う。<br>申請者の受給資格の管理を行う。<br>②給付金支給状況管理機能<br>給付金の支給情報の管理を行う。<br>③事業状況報告機能<br>事業状況報告に関する集計表の作成を行う。<br>④共通管理機能<br>以上①～③の機能が共通して利用する情報（税情報・世帯員情報・送付先情報・口座情報）を管理する。 |
| ③他のシステムとの接続 | [　] 情報提供ネットワークシステム　[ ○ ] 庁内連携システム<br>[　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[　] 既存住民基本台帳システム<br>[ ○ ] 宛名システム等　[　] 税務システム<br>[ ○ ] その他　（ 番号管理連携システム　） |

| システム2～5 | |
|---|---|
| **システム2** | |
| ①システムの名称 | 宛名システム（児童総合福祉システム） |
| ②システムの機能 | ①宛名照会機能<br>　受給者等の宛名情報を確認する。<br>②住基連携機能<br>　既存住民基本台帳システムの異動データを庁内連携システムを介して、宛名システム（児童総合福祉システム）へ連携させる。<br>③住民登録外者の登録・更新機能<br>　個人番号の紐付けや宛名の登録・修正を行う。 |
| ③他のシステムとの接続 | [　　] 情報提供ネットワークシステム　　[ ○ ] 庁内連携システム<br>[　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　　] 既存住民基本台帳システム<br>[　　] 宛名システム等　　[　　] 税務システム<br>[ ○ ] その他　（ 児童手当システム（児童総合福祉システム）、番号管理連携システム　　） |
| **システム3** | |
| ①システムの名称 | 番号管理連携システム |
| ②システムの機能 | ①宛名管理機能：既存住民基本台帳システムから住民登録者データを受領し、個人番号を含む宛名管理を行う。<br>②情報提供機能：児童手当システム（児童総合福祉システム）で管理している提供業務情報を、団体内統合宛名システム（番号連携サーバー）へ情報提供を行う。<br>③情報照会機能：団体内統合宛名システム（番号連携サーバー）へ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果の画面表示を行う。<br>④個人番号入力機能：児童手当システム（児童総合福祉システム）で独自入力した住民登録外者の個人番号の画面入力を行う。<br>⑤住民登録外者連携機能：団体内統合宛名システム（番号連携サーバー）へ住民登録外者の情報連携 |
| ③他のシステムとの接続 | [　　] 情報提供ネットワークシステム　　[ ○ ] 庁内連携システム<br>[　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　　] 既存住民基本台帳システム<br>[ ○ ] 宛名システム等　　[　　] 税務システム<br>[ ○ ] その他　（ 児童手当システム（児童総合福祉システム）、団体内統合宛名システム（番号連携サーバー）　） |
| **システム4** | |
| ①システムの名称 | 団体内統合宛名システム（番号連携サーバー） |
| ②システムの機能 | ①宛名管理機能：既存業務システムから住民登録者データ、住民登録外者データを受領し、番号連携サーバー内の統合宛名データベースに反映を行う。<br>②統合宛名番号の付番機能：個人番号が新規入力されたタイミングで、統合宛名番号の付番を行う。<br>③符号要求機能：個人番号を特定済みの統合宛名番号を自治体中間サーバーに登録し、自治体中間サーバーに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。自治体中間サーバーから返却された処理通番は住基ネットゲートウエイシステムへ送信する。<br>④情報提供機能：各業務で管理している提供業務情報を受領し、自治体中間サーバーへの情報提供を行う。<br>⑤情報照会機能：自治体中間サーバーへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示または、各業務システムにファイル転送を行う。 |
| ③他のシステムとの接続 | [　　] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 庁内連携システム<br>[　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[ ○ ] 既存住民基本台帳システム<br>[　　] 宛名システム等　　[　　] 税務システム<br>[ ○ ] その他　（ 自治体中間サーバー、番号管理連携システム、住基ネットゲートウエイシステム　） |

| システム5 | |
|---|---|
| ①システムの名称 | 自治体中間サーバー |
| ②システムの機能 | ①符号管理機能：情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」を紐付け、その情報を保管・管理する機能。<br>②情報照会機能：情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報（連携対象）の情報照会及び情報提供受領（照会した情報の受領）を行う機能。<br>③情報提供機能：情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報（連携対象）の提供を行う機能。<br>④既存システム接続機能：自治体中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム（番号連携サーバー）及び既存住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携するための機能。<br>⑤情報提供等記録管理機能：特定個人情報（連携対象）の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。<br>⑥情報提供データベース管理機能：特定個人情報（連携対象）を副本として、保持・管理する機能。<br>⑦データ送受信機能：自治体中間サーバーと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。<br>⑧セキュリティ管理機能：セキュリティを管理するための機能。<br>⑨職員認証・権限管理機能：自治体中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う機能。<br>⑩システム管理機能：バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。 |
| ③他のシステムとの接続 | [ ○ ] 情報提供ネットワークシステム　[　 ] 庁内連携システム<br>[　 ] 住民基本台帳ネットワークシステム　[　 ] 既存住民基本台帳システム<br>[　 ] 宛名システム等　[　 ] 税務システム<br>[ ○ ] その他　（ 団体内統合宛名システム（番号連携サーバー）　） |
| システム6～10 | |
| システム6 | |
| ①システムの名称 | 電子申請システム（市独自） |
| ②システムの機能 | ・【住民向け機能】：オンラインで届出等の検索、申請および過去に申請した内容について確認する機能。<br>・【地方公共団体向け機能】：住民が電子申請等を行った際の申請データについて確認およびダウンロードすることができる機能。 |
| ③他のシステムとの接続 | [　 ] 情報提供ネットワークシステム　[　 ] 庁内連携システム<br>[　 ] 住民基本台帳ネットワークシステム　[　 ] 既存住民基本台帳システム<br>[　 ] 宛名システム等　[　 ] 税務システム<br>[　 ] その他　（　） |
| システム11～15 | |
| システム16～20 | |

| 3. 特定個人情報ファイル名 | |
|---|---|
| 特定公的給付（子育て世帯生活支援特別給付金等）ファイル | |
| **4. 個人番号の利用 ※** | |
| 法令上の根拠 | ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項及び別表の135の項<br>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年/内閣府/総務省/令第5号）第74条<br>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示（令和3年/内閣府・総務省/告示第1号）第1号、第3号、第4号<br>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示（令和5年/デジタル庁・総務省/告示第9号）<br>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示（令和5年/デジタル庁・総務省/告示第23号）第35号<br>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示（令和5年/デジタル庁・総務省/告示第37号）第8号 |
| **5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※** | |
| ①実施の有無 | [　　実施する　　]　　＜選択肢＞<br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | （船橋市が照会する根拠）<br>・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項<br><br>（船橋市が提供する根拠）<br>なし |
| **6. 評価実施機関における担当部署** | |
| ①部署 | 船橋市健康福祉局こども家庭部子育て給付課 |
| ②所属長の役職名 | 課長 |
| **7. 他の評価実施機関** | |
| — | |

# Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要

| 1. 特定個人情報ファイル名 | |
|---|---|
| 特定公的給付（子育て世帯生活支援特別給付金等）ファイル | |
| **2. 基本情報** | |
| ①ファイルの種類　※ | [　　システム用ファイル　　]　＜選択肢＞<br>1）システム用ファイル<br>2）その他の電子ファイル（表計算ファイル等） |
| ②対象となる本人の数 | [　10万人以上100万人未満　]　＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ③対象となる本人の範囲　※ | 支給要件の該当性を判定する必要がある者<br>①「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）の支給について」（令和3年5月28日付子発0528第１号厚生労働省子ども家庭局長通知）に基づき、給付金の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務<br>（①令和3年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の受給者②令和3年4月分の児童扶養手当を受給者③令和３年度住民税が非課税である者④高校生以上である障害のない児童のみを養育する世帯、公務員世帯等の申請者及び配偶者等）<br><br>②「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業の実施について」（令和3年11月26日付け府政経運第399号本職通知）を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務<br>（①令和3年9月分の児童手当受給者②高校生以上である児童のみを養育する世帯③公務員世帯等の申請者及び配偶者等）<br><br>③「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）の支給について」（令和4年5月2日付子発0524第２号厚生労働省子ども家庭局長通知）に基づき、給付金の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務<br>（①令和4年度住民税（均等割）が非課税である者②18歳未満の児童（特別児童扶養手当を受給中の場合は20歳未満）を養育する父母等で食費等の物価高騰の影響を受けて令和4年1月以降の家計が急変し住民税非課税相当の収入となった者等）<br><br>④「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）の支給について」（令和5年4月10日こ支家第14号こども家庭庁支援局長通知）に基づき、給付金の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務<br>（①令和４年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外）の支給対象者②令和5年度住民税（均等割）が非課税である者③18歳未満の児童（特別児童扶養手当を受給中の場合は20歳未満）を養育する父母等で食費等の物価高騰の影響を受けて令和5年1月以降の家計が急変し住民税非課税相当の収入となった者等）<br><br>⑤「令和5年度千葉県子どもの成長応援臨時給付金」（令和5年6月2日子大397号−1千葉県知事通知）に基づき、給付金の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務<br>（令和5年4月30日時点で市に住民登録のある小学生及び中学生の児童のいる世帯：①令和5年5月分の児童手当（児童手当法による児童手当）を受給する者②公務員世帯等の申請者及び配偶者）<br><br>⑥「船橋市ふなっこ子育て応援給付金支給事業実施要綱」（令和5年7月3日施行）に基づき、給付金の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務<br>（<1>令和5年4月30日時点で市に住民登録のある未就学児及び高校生相当年齢等の児童等のいる世帯<2>出生と同時に市に住民登録をした新生児のいる世帯<3>20歳未満の特別児童扶養手当対象の児童を養育する者<br><1>：①令和5年5月分の児童手当（児童手当法による児童手当）を受給する者②公務員世帯等の申請者及び配偶者 |
| その必要性 | 積極支給：それぞれの情報を突合し、積極支給の対象者を抽出することで、迅速かつ確実な支給を可能とするため。<br>申請支給：支給要件の該当性を確認し、迅速な支給を可能とするため。 |

| | | |
|---|---|---|
| ④記録される項目 | | [　10項目以上50項目未満　] ＜選択肢＞ 1）10項目未満　2）10項目以上50項目未満 3）50項目以上100項目未満　4）100項目以上 |
| | 主な記録項目 ※ | ・識別情報<br>[ ○ ] 個人番号　[　] 個人番号対応符号　[ ○ ] その他識別情報（内部番号）<br>・連絡先等情報<br>[ ○ ] 4情報（氏名、性別、生年月日、住所）　[ ○ ] 連絡先（電話番号等）<br>[ ○ ] その他住民票関係情報<br>・業務関係情報<br>[　] 国税関係情報　[ ○ ] 地方税関係情報　[　] 健康・医療関係情報<br>[　] 医療保険関係情報　[ ○ ] 児童福祉・子育て関係情報　[　] 障害者福祉関係情報<br>[　] 生活保護・社会福祉関係情報　[　] 介護・高齢者福祉関係情報<br>[　] 雇用・労働関係情報　[　] 年金関係情報　[　] 学校・教育関係情報<br>[　] 災害関係情報<br>[ ○ ] その他　（　支払口座等　） |
| | その妥当性 | ・個人番号、その他識別情報（内部番号）：対象者を正確に特定するために保有<br>・4情報（氏名、性別、生年月日、住所）、連絡先（電話番号等）、その他住民票関係情報：正確な本人特定のため、申請書に記入された情報と突合するために保有<br>・地方税関係情報：受給資格の確認のため保有<br>・児童福祉・子育て関係情報：受給資格の確認のため保有<br>・支払口座等：子育て世帯生活支援特別給付金口座振込先確認のため保有 |
| | 全ての記録項目 | 別添1を参照。 |
| ⑤保有開始日 | | 令和3年7月7日 |
| ⑥事務担当部署 | | 船橋市健康福祉局こども家庭部子育て給付課 |

| 3. 特定個人情報の入手・使用 | | |
|---|---|---|
| ①入手元 ※ | | [ ○ ] 本人又は本人の代理人<br>[ ○ ] 評価実施機関内の他部署 （ 市民税課、戸籍住民課、障害福祉課 ）<br>[ ○ ] 行政機関・独立行政法人等 （ デジタル庁 ）<br>[ ○ ] 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 市町村 ）<br>[ ] 民間事業者 （ ）<br>[ ] その他 （ ） |
| ②入手方法 | | [ ○ ] 紙 [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ<br>[ ] 電子メール [ ] 専用線 [ ○ ] 庁内連携システム<br>[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム<br>[ ○ ] その他 （ 電子申請システム（市独自） ） |
| ③使用目的 ※ | | 特定公的給付（子育て世帯生活支援特別給付金等）ファイルの受給資格の審査・支給事務処理を行うため。 |
| ④使用の主体 | 使用部署 | 子育て給付課 |
| | 使用者数 | [ 100人以上500人未満 ]<br>＜選択肢＞<br>1）10人未満 2）10人以上50人未満<br>3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満<br>5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上 |
| ⑤使用方法 | | ・特定公的給付（子育て世帯生活支援特別給付金等）システム（児童総合福祉システム）において、税情報等の突合を行い、積極支給の対象者を抽出し、支給事務処理を行う。<br>・申請書類をシステム入力し、支給事務処理を行う。 |
| | 情報の突合 | ・申請書の真正性を確認し、入力する際に、申請者等の宛名情報を団体内統合宛名システム（番号連携サーバー）の個人番号と突合する。<br>・支給要件の審査のため、申請書の内容と庁内他部署や情報提供ネットワークシステム等から入手した情報を突合する。 |
| ⑥使用開始日 | | 令和3年7月7日 |

| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | |
|---|---|---|
| 委託の有無 ※ | | [ 委託する ] ＜選択肢＞ 1）委託する 2）委託しない<br>（ 4 ） 件 |
| **委託事項1** | | 給付金申請受付・審査業務 |
| ①委託内容 | | 給付金に係る申請受付業務全般 |
| ②委託先における取扱者数 | | [ 10人以上50人未満 ] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上 |
| ③委託先名 | | トランス・コスモス株式会社 |
| 再委託 | ④再委託の有無 ※ | [ 再委託する ] ＜選択肢＞ 1）再委託する 2）再委託しない |
| | ⑤再委託の許諾方法 | 再委託しようとする場合の判断基準として、あらかじめ市に対して再委託する業務内容、再委託する理由、再委託先事業者名及び個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために講じる措置を記載した書面を委託先に提出させ、市の許諾を得なければならないものとしている。 |
| | ⑥再委託事項 | 特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務（子育て世帯生活支援特別給付金等）に係る申請受付・審査業務の一部を再委託する。 |
| **委託事項2～5** | | |
| **委託事項2** | | 特定公的給付（子育て世帯生活支援特別給付金等）システム（児童総合福祉システム）の運用・保守業務 |
| ①委託内容 | | 特定公的給付（子育て世帯生活支援特別給付金等）システム（児童総合福祉システム）の運用・保守業務（法制度改正に伴う改修作業を含む。） |
| ②委託先における取扱者数 | | [ 10人未満 ] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上 |
| ③委託先名 | | 株式会社アイネス |
| 再委託 | ④再委託の有無 ※ | [ 再委託する ] ＜選択肢＞ 1）再委託する 2）再委託しない |
| | ⑤再委託の許諾方法 | 再委託しようとする場合の判断基準として、あらかじめ市に対して再委託する業務内容、再委託する理由、再委託先事業者名及び個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために講じる措置を記載した書面を委託先に提出させ、市の許諾を得なければならないものとしている。 |
| | ⑥再委託事項 | 特定公的給付（子育て世帯生活支援特別給付金等）システム（児童総合福祉システム）の運用・保守業務の一部を再委託する。 |
| **委託事項3** | | 給付金申請受付・審査業務 |
| ①委託内容 | | 給付金に係る申請受付業務全般 |
| ②委託先における取扱者数 | | [ 10人以上50人未満 ] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上 |
| ③委託先名 | | キャリアリンク株式会社 |
| 再委託 | ④再委託の有無 ※ | [ 再委託しない ] ＜選択肢＞ 1）再委託する 2）再委託しない |
| | ⑤再委託の許諾方法 | |
| | ⑥再委託事項 | |

| | | |
|---|---|---|
| **委託事項4** | | 給付金申請受付・審査業務 |
| ①委託内容 | | 給付金に係る申請受付業務全般 |
| ②委託先における取扱者数 | | [　　10人以上50人未満　　]<br>＜選択肢＞<br>1）10人未満　2）10人以上50人未満<br>3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満<br>5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上 |
| ③委託先名 | | 株式会社DMS |
| 再委託 | ④再委託の有無　※ | [　　再委託しない　　]<br>＜選択肢＞<br>1）再委託する　2）再委託しない |
| | ⑤再委託の許諾方法 | |
| | ⑥再委託事項 | |
| **委託事項6～10** | | |
| **委託事項11～15** | | |
| **委託事項16～20** | | |

| 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） | |
|---|---|
| 提供・移転の有無 | [　　] 提供を行っている　（　　）件　[　　] 移転を行っている　（　　）件<br>[ ○ ] 行っていない |
| **提供先1** | |
| ①法令上の根拠 | |
| ②提供先における用途 | |
| ③提供する情報 | |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [　　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | |
| ⑥提供方法 | [　　] 情報提供ネットワークシステム　[　　] 専用線<br>[　　] 電子メール　[　　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　　] フラッシュメモリ　[　　] 紙<br>[　　] その他　（　　） |
| ⑦時期・頻度 | |
| **提供先2～5** | |
| **提供先6～10** | |
| **提供先11～15** | |
| **提供先16～20** | |
| **移転先1** | |
| ①法令上の根拠 | |
| ②移転先における用途 | |
| ③移転する情報 | |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | [　　]<br>＜選択肢＞<br>1）1万人未満<br>2）1万人以上10万人未満<br>3）10万人以上100万人未満<br>4）100万人以上1,000万人未満<br>5）1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | |
| ⑥移転方法 | [　　] 庁内連携システム　[　　] 専用線<br>[　　] 電子メール　[　　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）<br>[　　] フラッシュメモリ　[　　] 紙<br>[　　] その他　（　　） |
| ⑦時期・頻度 | |
| **移転先2～5** | |
| **移転先6～10** | |
| **移転先11～15** | |
| **移転先16～20** | |

| 6. 特定個人情報の保管・消去 | |
|---|---|
| 保管場所 ※ | 〈船橋市における措置〉<br>①データ保管場所については、鍵、監視機能等により許可されない者の立ち入りを防止する電子計算機室等の管理区域に設置しており、入退室管理を行っている。<br>（※管理区域とは、ネットワークの基幹機器及び重要な情報システムを設置し、当該機器等の管理並びに運用を行うための部屋をいう。）<br>②紙媒体、電子媒体で保有する特定個人情報について使用後は定められた場所で施錠管理を行って格納する等している。<br>③LGWAN 接続端末に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、紙に打出し後、速やかに完全消去する。<br>④外部記憶媒体に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、使用の都度速やかに完全消去する。<br><br>＜自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞<br>①自治体中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。<br>②特定個人情報は、サーバー室に設置された自治体中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。<br><br>＜ガバメントクラウドにおける措置＞<br>①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。<br>・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。<br>・日本国内でのデータ保管を条件としていること。<br>②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 |
| **7. 備考** | |
| ― | |

## （別添1）特定個人情報ファイル記録項目

＜要配慮個人情報を含まない＞

〇資格履歴
　決定結果 、決定内容入力日 、決定年月日 、決定理由 、受給者番号 、申請種別 、申請内容入力日 、申請年月日、申請理由

〇給付金資格内容情報
　受給者区分、所得区分、課税区分、児童数、お知らせ送付日、公務員対象、児童手当認定番号、特別児童扶養手当証書番号、不支給申請受付日、口座変更申請受付日、振込区分、不足書類有無、請求年月、支給金額、変換有無、返還日

〇福祉世帯情報
　該当日 、受給者との関係 、非該当日 、福祉世帯員宛名コード 、本人から見た続柄 、本人宛名コード

〇送付先情報
　送付先郵便番号1～2 、送付先住所1～2 、送付先カナ氏名 、送付先氏名 、送付先電話番号

〇居住地情報
　居住地郵便番号1～2 、居住地住所1～2 、居住地カナ氏名 、居住地漢字氏名

〇支給実績情報
　請求年月、振込年月日、支給金額、支払処理年月日、振込方法

〇口座情報
　金融機関コード 、支店コード 、金融機関名 、金融機関名カナ 、支店名 、支店名カナ 、出張所区分 、口座種別 、口座種別名称 、口座番号 、口座名義人カナ 、口座名義人漢字

〇個人番号管理情報
　宛名コード、個人番号、氏名、性別、生年月日、住所、更新日時、更新年月日

## Ⅲ　リスク対策　※（7．②を除く。）

| 1．特定個人情報ファイル名 | |
|---|---|
| 特定公的給付（子育て世帯生活支援特別給付金等）ファイル | |
| **2．特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）** | |
| リスク：　目的外の入手が行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | ①申請書の受付時、窓口において届出内容や身分証明書などの本人または代理人の本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報入手を防止している。<br>②申請書については、市実施要綱に示された様式とし、必要以外の情報が記載できない書式とする。<br>③積極支給の対象者の抽出については、事前に決められた部署から必要な情報のみを入手する。 |
| リスクへの対策は十分か | [　　十分である　　]　＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている　2）十分である<br>3）課題が残されている |
| 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| ＜不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置＞<br>①申請書等の提出を求める際、利用目的・記載内容について説明のうえ記載を求めている。<br>②調査・照会等により情報を入手する場合、照会先に調査目的、根拠法令等を示したうえ回答を求めている。<br>③児童手当システム（児童総合福祉システム）を操作する職員に個別のユーザーIDとパスワードによる認証を行っており、不適切な方法で特定個人情報の入手ができない仕組みとしている。<br>④電子申請システム（市独自）の画面の誘導において住民に何の手続を探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしていただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。<br><br>＜入手した特定個人情報が不正確であるリスクに対する措置＞<br>①特定個人情報の入力、削除または訂正を行う際には、整合性を確保するために、入力、削除又は訂正を行った者以外の者が確認する。<br>②入力、削除または訂正作業に用いた帳票等は、規定に基づいて管理し、保管する。<br>③住民が電子申請システム（市独自）から申請した場合は、住民基本台帳等の情報と突合し、収集した個人情報に誤りがないか確認を行っている。<br><br>＜入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置＞<br>①申請書等の帳票を施錠できる保管庫にて保管する。<br>②申請書等の受領後、当該文書の保存については執務場所以外への持ち出しを禁止する。<br>③全職員を対象として、情報管理職場研修（上司と部下が情報管理について確認する研修）及びeラーニングを活用した情報セキュリティ研修を実施している。<br>④電子申請システム（市独自）と地方公共団体との間は、LGWAN、VPN 等の回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしている。<br><br>＜必要な情報以外を入手することを防止するための措置＞<br>①住民が電子申請システム（市独自）の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 | |
| **3．特定個人情報の使用** | |
| リスク1：　目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | ①特定公的給付（子育て世帯生活支援特別給付金等）システム（児童総合福祉システム）については、番号法別表及び関係主務省令に定められた事務以外からの特定個人情報へのアクセスが行えないような仕組みを構築している。<br>②アクセス制御機能により、評価対象の事務に必要のない情報にアクセスできないようにする。<br>③個人番号と紐付けて取得及び管理する特定個人情報は、システムの機能として、業務上必要な情報に限定しているため、業務上必要な情報以外と紐付けすることはない。<br>④認証後は、利用機能の認可機能により、そのユーザーがシステム上で利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施する。 |
| リスクへの対策は十分か | [　　十分である　　]　＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている　2）十分である<br>3）課題が残されている |

| リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク | | |
|---|---|---|
| ユーザ認証の管理 | | [ 行っている ] ＜選択肢＞ 1）行っている 2）行っていない |
| | 具体的な管理方法 | ＜ユーザ認証の管理＞<br>①システムを利用する必要がある職員のIDについて操作権限を割り当て、IDとともにパスワードによる認証を行っている。<br>②なりすましによる不正を防止する観点から、電子申請システム（市独自）以外での共用IDの使用は禁止する。<br><br>＜アクセス権限の発行・失効の管理＞<br>①所属による権限発行を主にしており、その課・係に最低限必要なもののみを発行する。<br>②異動等により所属が変わる際には、パスワードやアクセス権限の変更もしくはアカウントを削除する等、異動した職員がアクセスできないように設定変更を行う。<br>③個別にアクセス権限を付与する際には、必要な業務内容を判断し、情報システム管理者（所属長）の承認を得て登録する。<br>④異動等が発生した際には、変更となる職員のアクセス権限情報を確認し、業務上不要となったものについては廃止する。<br>⑤発行・失効管理簿に記録・保管する。<br><br>＜アクセス権限の管理＞<br>①電子申請システム（市独自）以外のシステムにおいては共用IDは発行せず、必ず個人に対しユーザIDを発行する。<br>②ユーザIDやアクセス権限を情報システム管理者（所属長）が定期的に確認し、アクセスが不要となったIDやアクセス権限を変更又は廃止する。<br>③不正なアクセスが行われないように、端末の操作ログを取得し、保管する。<br><br>＜特定個人情報の使用の記録＞<br>①システムへのログイン記録、個人を特定した検索及び特定後の操作ログの記録を行う。<br>②操作者は個人まで特定でき、システム上5年間保存する。<br>③記録は情報システム管理者（所属長）が定期的に検査・分析を行い、不正なアクセスがないことを確認する。 |
| その他の措置の内容 | | ・業務に使用する端末を操作する際、操作者自身のID、パスワードによるログイン、操作終了後の速やかなログオフを徹底する。 |
| リスクへの対策は十分か | | [ 十分である ] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている |

| 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 |
|---|
| ＜従業者が事務外で使用するリスクに対する措置＞<br>①情報システム管理者（所属長）は、必要なときにいつでも操作ログを確認できる。<br>②システムの操作ログを記録しているので、不正利用を行った場合操作者が特定できることをシステム操作者に周知する。<br>③システム操作に関わる者に対して研修を実施し、業務外の利用禁止について法令の罰則規定が適用される事を含めて周知する。<br>④業務外利用によって情報を不正に閲覧し、外部に情報を漏らすなどした過去の事例について周知する。<br>⑤適時、担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。<br>⑥外部記憶媒体に電子申請システム（市独自）から取得した電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に情報システム管理者（所属長）の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は限定されたUSB メモリ等のみを使用する。<br>⑦外部記憶媒体内のデータは暗号化する。<br><br>＜特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクに対する措置＞<br>①バックアップ処理は、管理権限を付与された者のみ行うことができる。<br>②委託先に対し、船橋市が指示又は承諾した場合を除き、複製を禁止している。<br><br>＜その他の措置＞<br>①業務端末自体に特定個人情報ファイルが格納されないようにしている。<br>②必要な操作以外、子育て世帯生活支援特別給付金等に関する情報を表示しない。<br>③必要な操作を終了した後、直ちに画面表示を閉じることを操作者に徹底させている。 |

| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | [　　] 委託しない |
|---|---|---|
| リスク: 委託先における不正な使用等のリスク | | |
| 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 | | [　　定めている　　] ＜選択肢＞<br>1) 定めている　2) 定めていない |
| | 規定の内容 | ①漏えい、毀損、滅失及び改ざんの防止<br>②目的外使用及び目的外提供の禁止<br>③無断複写・複製の禁止<br>④授受方法<br>⑤契約終了時の返還義務<br>⑥従事者に対する遵守事項の周知義務<br>⑦管理者の設置と報告<br>⑧再委託の制限<br>⑨苦情、事故発生時の報告及び船橋市の指示に従うこと。<br>⑩損害賠償<br>⑪閲覧者・更新者の制限<br>⑫個人情報の取扱いについて定期的にチェックを行った上でその報告をすること。<br>⑬必要に応じて、船橋市が委託先の視察・監査を行うことができること。<br>⑭情報漏えいを防ぐための保管管理に責任を負うこと。<br>⑮再委託を行う場合は、再委託業者が委託先と同等の義務を負うことを担保すること。 |
| 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保 | | [　　十分に行っている　　] ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れて行っている　2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない　4) 再委託していない |
| | 具体的な方法 | 委託契約書で、再委託先事業者においても受注者が負うべき義務を同様に負うことを規定している。 |
| その他の措置の内容 | | ＜情報保護管理体制の確認＞<br>入札の仕様書で、委託先の管理体制、安全管理措置等、特定個人情報の取扱いが適正であることを条件に含めている。 |
| リスクへの対策は十分か | | [　　十分である　　] ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている　2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | |
| ― | | |

| 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） | | [ ○ ] 提供・移転しない |
|---|---|---|
| リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク | | |
| 特定個人情報の提供・移転に関するルール | [ ] | ＜選択肢＞<br>1) 定めている　2) 定めていない |
| ルールの内容及びルール遵守の確認方法 | | |
| その他の措置の内容 | | |
| リスクへの対策は十分か | [ ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている　2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | |
| | | |

| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | [　　] 接続しない（入手）　[ ○ ] 接続しない（提供） |
|---|---|
| リスク1： 目的外の入手が行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | ＜特定公的給付（子育て世帯生活支援特別給付金等）システム（児童総合福祉システム）の運用における措置＞<br>①ユーザーのアクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲としている。<br>②自己のユーザーID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないよう厳重に管理している。<br>③離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。<br>④定められたルールを遵守し適切に運用を行っている。<br>⑤情報漏えい防止などを目的とした、人的セキュリティ研修を実施している。<br><br>＜自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞<br>①情報照会機能（※1）により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト（※2）との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。<br>②自治体中間サーバーの職員認証・権限管理機能（※3）では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。<br>（※1）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。<br>（※2）番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。<br>（※3）自治体中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。<br><br>＜自治体中間サーバーの運用における措置＞<br>自治体中間サーバーとの情報連携する事務を行う職員のみに、事務に則した処理権限を付与し、不適切な入手が行われないように対応する。 |
| リスクへの対策は十分か | [　十分である　]　＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている　2）十分である<br>3）課題が残されている |
| リスク2：不正な提供が行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | |
| リスクへの対策は十分か | [　　]　＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている　2）十分である<br>3）課題が残されている |
| 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| ＜自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞<br>①自治体中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。<br>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。<br><br>＜自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞<br>①自治体中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。<br>②自治体中間サーバーと団体についてはVPN(Virtual Private Network(ヴァーチャル　プライベート　ネットワーク)の頭文字。公衆回線上に仮想的な専用回線を作り、これを利用することで安全性を高める仕組み。データは認証や暗号化で厳重に保護・管理されるため、漏えいや盗聴などの危険性は低い。)等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。<br>③自治体中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、自治体中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。<br>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、自治体中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。 | |

| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
|---|---|---|
| リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク | | |
| ①事故発生時手順の策定・周知 | | [ 十分に行っている ] ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない |
| ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか | | [ 発生あり ] ＜選択肢＞<br>1) 発生あり 2) 発生なし |
| | その内容 | 放課後ルームで勤務する三季パート補助員（夏休み・冬休み・春休みのみ勤務）を募集するために経験者を対象に、冬休みの募集案内メールを送信（直近1年以内に勤務したことのある方116名。）。<br>その際、116名の対象者のアドレスを本来「BCC」に入れるところを誤って「TO」に入力し、他の方のメールアドレスが表示される形でメールを送信してしまった。116名のうち6名はアドレスが変更されており、送信できなかった。 |
| | 再発防止策の内容 | ・「TO」で送信しない。<br>・送信メール作成時には、必ず新規作成で作成し、宛名はBccに直接入力又はエクセルデータからの貼付けにする。案内送付時の決裁処理において、メール送信画面も添付する。<br>・新たに一斉送信の際のチェックリストを作成し、一斉送信前に必ず下書きに保存のうえ、メール作成者およびダブルチェック担当者の確認作業を行う。<br>・課内で今回の件を共有し周知徹底を図る。 |
| その他の措置の内容 | | 【物理的対策】<br>＜船橋市における措置＞<br>①電子計算機室等の管理区域に設置しており、入退室管理及び監視カメラの設置を行っている。（※管理区域とは、ネットワークの基幹機器及び重要な情報システムを設置し、当該機器等の管理並びに運用を行うための部屋をいう。）<br>②情報システム管理者（所属長）が許可した場合を除き、管理区域への外部記録媒体の持ち込みを禁止する。<br>③情報システム管理者（所属長）又は情報システム管理者が指定した者は、市が予め使用を許可している外部記録媒体を管理・保管し、退庁する際には個数を確認するものとする。<br><br>＜自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞<br>①自治体中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退出者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。<br>②事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。<br><br>＜ガバメントクラウドにおける措置＞<br>①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。<br>②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。<br><br>【技術的対策】<br>＜船橋市における措置＞<br>①ネットワークは不正アクセス防止のため、ファイヤーウォールを設置している。<br>②サーバー、端末でウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルの更新を行う。<br>③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。<br>④業務端末は、外部記録媒体への書き出しを制限する。<br>⑤電子申請システム（市独自）と地方公共団体との間は、LGWAN、VPN等の回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしている。<br><br>＜自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞<br>①自治体中間サーバー・プラットフォームではUTM（コンピューターウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。<br>②自治体中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。<br>③導入しているOS及びミドルウエアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 |

| | |
|---|---|
| | ＜ガバメントクラウドにおける措置＞<br>①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。<br>②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」（令和4年10月　デジタル庁。以下「利用基準」という。）に規定する「ASP」をいう。以下同じ。）又はガバメントクラウド運用管理補助者（利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。）は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。<br>③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。<br>④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。<br>⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウエアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。<br>⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。<br>⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。<br>⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 |
| リスクへの対策は十分か | [　　十分である　　]　＜選択肢＞<br>1）特に力を入れている　2）十分である<br>3）課題が残されている |

| 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 |
|---|
| ＜特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクに対する措置＞<br>①個人番号を含む住民情報については、既存住民基本台帳システムより、随時、異動データを連携することにより最新化する。また、既存住民基本台帳システムとの整合処理を行う。<br>②LGWAN 接続端末は、基本的には、個人番号付電子申請データの一時保管として使用するが、一時保管中に再申請や申請情報の訂正が発生した場合には古い情報で審査等を行わないよう、履歴管理を行う。<br><br>＜特定個人情報が消去されず、いつまでも存在するリスク＞<br>①情報の保存期間を定め、期間経過後、削除操作を実施する。<br>②保存年限の過ぎた特定個人情報についてはシステム上の削除処理を実施する。<br>③LGWAN 接続端末については、業務終了後の不要な個人番号付電子申請データ等の消去について徹底し、必要に応じて管理者が確認する。<br>④外部記憶媒体については、定期的に内部のチェックを行い不要なデータの確認を行い、廃棄する場合は管理者の承認を得て行う手順を定めている。<br>⑤ガバメントクラウドにおいては、データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。<br><br>＜紙媒体に対する措置＞<br>①特定個人情報を記載した紙媒体は定められた保管場所で施錠管理するよう徹底し、漏えい・紛失を防止する。<br>②窓口で対面にて受取り、事務処理が完了したら、速やかに上記保管場所で管理する運用を徹底する。 |

| 8. 監査 | | | |
|---|---|---|---|
| 実施の有無 | [ ○ ] 自己点検 | [ ○ ] 内部監査 | [ ○ ] 外部監査 |

| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | |
|---|---|---|
| 従業者に対する教育・啓発 | | [ 十分に行っている ] ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない |
| | 具体的な方法 | ＜船橋市における措置＞<br>①子育て給付課の職員に対しては、eラーニング等の個人情報保護に関する研修の受講を義務付けている。<br>②委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持に関する事項を遵守させている。<br>③システム操作関係職員(会計年度任用職員を含む)に対して、初任時及び一定期間毎に必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残している。<br>④業務端末の操作者については、必要な操作終了後直ちに端末の画面表示を閉じる事を徹底し、第三者による覗き見を防止している。<br><br>＜自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞<br>IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資材を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。 |

## 10. その他のリスク対策

＜船橋市における措置＞
・特定個人情報保護評価を適切に実施するために、部署横断的な特定個人情報保護評価書の内容の確認等を行う総括的な部署として総務法制課を設置している。
・特定個人情報の漏えい等の発生時における報告フローについて、年に1度周知している。

＜自治体中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞
自治体中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

＜ガバメントクラウドにおける措置＞
ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。
ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。
具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

## Ⅳ　開示請求、問合せ

| 1．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
|---|---|
| ①請求先 | 船橋市総務部総務法制課<br>〒273-8501　千葉県船橋市湊町2丁目10番25号<br>電話　047-436-2062 |
| ②請求方法 | 情報公開コーナー（船橋市本庁舎11階行政資料室内）に備え付けの、又は市ホームページでダウンロードできる「保有個人情報開示請求書」に住所、氏名、電話番号、必要とする特定個人情報が記載されている公文書の名称（具体的な内容）など必要事項を記載して提出する。なお、請求及び開示の際には、その特定個人情報の本人であることを証明する資料を提示又は提出する。<br>※本人であることを証明する資料<br>　運転免許証、旅券、住民基本台帳カード（写真付）、個人番号カード等。郵送による請求の場合は、運転免許証等を複写したもの及び開示請求を行う日前30日以内に取得した住民票が必要となる。 |
| ③法令による特別の手続 | ― |
| ④個人情報ファイル簿への不記載等 | ― |
| **2．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ** | |
| ①連絡先 | 船橋市健康福祉局こども家庭部子育て給付課<br>〒273-8501　千葉県船橋市湊町2丁目10番25号<br>電話　047-436-2316 |
| ②対応方法 | 問合せの受付時に受付簿に記録を残し、問合せ内容及び対応等について記録を残す。情報漏えい等の重大事案に関する問合せについては、調査を行い、総務部総務法制課へ進捗状況を報告する。 |

# Ⅴ　評価実施手続

| 1. 基礎項目評価 | |
|---|---|
| ①実施日 | 令和6年3月29日 |
| ②しきい値判断結果 | [　　基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる　　]<br>＜選択肢＞<br>1）基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる<br>2）基礎項目評価の実施が義務付けられる（任意に重点項目評価を実施）<br>3）特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない（任意に重点項目評価を実施） |
| **2. 国民・住民等からの意見の聴取 【任意】** | |
| ①方法 | ― |
| ②実施日・期間 | ― |
| ③主な意見の内容 | ― |
| **3. 第三者点検 【任意】** | |
| ①実施日 | ― |
| ②方法 | ― |
| ③結果 | ― |

## （別添2）変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和4年3月10日 | 表紙<br>評価書名 | 子育て世帯生活支援特別給付金に関する事務<br>重点項目評価書 | 特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務（子育て世帯生活支援特別給付金等）　重点項目評価書 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 令和4年3月10日 | 表紙<br>個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 | 船橋市は、子育て世帯生活支援特別給付金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生するリスクを回避するために、特定個人情報ファイルの適正な取扱いを確保し、特定個人情報の漏えいその他の事態を未然に防ぐため、事前分析を行い適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。 | 船橋市は、特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務（子育て世帯生活支援特別給付金等）における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生するリスクを回避するために、特定個人情報ファイルの適正な取扱いを確保し、特定個人情報の漏えいその他の事態を未然に防ぐため、事前分析を行い適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 令和4年3月10日 | 表紙<br>個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言<br>特記事項 | 子育て世帯生活支援特別給付金に関する事務において取り扱う全てのシステム操作者に対しては、守秘義務を課し、事務に応じた操作権限を設定している。また、システム操作に係る履歴を保存し、操作者を特定できるよう対策を講じている。<br>業務委託先事業者に対しては、業務目的以外での特定個人情報の利用の禁止を義務付ける等の制限を契約書に含める等の対策を講じている。 | 特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務（子育て世帯生活支援特別給付金等）において取り扱う全てのシステム操作者に対しては、守秘義務を課し、事務に応じた操作権限を設定している。また、システム操作に係る履歴を保存し、操作者を特定できるよう対策を講じている。<br>業務委託先事業者に対しては、業務目的以外での特定個人情報の利用の禁止を義務付ける等の制限を契約書に含める等の対策を講じている。 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 令和4年3月10日 | Ⅰ　基本情報<br>1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務<br>①事務の名称 | 子育て世帯生活支援特別給付金に関する事務 | 特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務（子育て世帯生活支援特別給付金等） | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和4年3月10日 | Ⅰ　基本情報<br>1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務<br>②事務の内容 | 「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）の支給について」（令和3年5月28日付子発0528第1号厚生労働省子ども家庭局長通知）に基づき、給付金の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務<br><br>【概要】<br>本給付金の積極支給対象者の選定、および、申請者の支給要件の該当性を判定する事務を行う | ①「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）の支給について」（令和3年5月28日付子発0528第1号厚生労働省子ども家庭局長通知）に基づき、給付金の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務<br>【概要】<br>（以下、略） | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 令和4年3月10日 | Ⅰ　基本情報<br>1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務<br>②事務の内容<br>上欄の続き | 【事務処理】<br>〇積極支給<br>令和3年4月分の児童手当（児童手当法による児童手当の受給者、令和3年4月分の特別児童扶養手当の受給者で、令和3年度分の市町村民税均等割が非課税である者を積極支給の対象とし、給付金の支給案内を行う<br>〇新規認定者に対する積極支給<br>令和3年5月から令和4年3月までのいずれかの月の分の児童手当の受給資格の認定又は児童手当法第9条第1項の規定による児童手当の額の改定の認定を受けた者、もしくは特別児童扶養手当の受給資格の認定又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律第16条において準用する児童扶養手当法第8条第1項の規定による特別児童扶養手当の額の改定の認定を受けた者を随時積極支給の対象者とし、給付金の支給案内を行う<br>〇その他の届出<br>　口座振替変更届に基づき、振替（支給）口座の変更を行う。<br>〇申請書（請求書）、申立書<br>　申請書（請求書）および申立書に基づき、支給要件に該当する者に給付金の支給を行う。 | 【事務処理】<br>（以下、略）<br><br>②「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業の実施について」（令和3年11 月26 日付け府政経運第399号本職通知）を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務<br>【概要】<br>本給付金の積極支給対象者の選定、および、申請者の支給要件の該当性を判定する事務を行う。<br>【事務処理】<br>〇積極支給<br>　令和3年9月分の児童手当（児童手当法による児童手当）の受給者を積極支給の対象とし、給付金の支給案内を行う<br>〇新規認定者に対する積極支給<br>令和3年9月1日から令和4年3月31日までに出生した児童の児童手当の受給資格の認定又は児童手当法第9条第1項の規定による児童手当の額の改定の認定を受けた者を随時積極支給の対象者とし、給付金の支給案内を行う<br>〇その他の届出<br>　口座振替変更届に基づき、振替（支給）口座の変更を行う。<br>〇申請書（請求書）、申立書<br>　申請書（請求書）および申立書に基づき、支給要件に該当する者に給付金の支給を行う。 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 令和4年3月10日 | Ⅰ　基本情報<br>2．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム<br>システム1<br>①システムの名称 | 子育て世帯生活支援特別給付金システム（児童総合福祉システム） | 特定公的給付（子育て世帯生活支援特別給付金等）システム（児童総合福祉システム） | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和4年3月10日 | Ⅰ　基本情報<br>2．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム<br>システム6 | － | システム6を追加 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 令和4年3月10日 | Ⅰ　基本情報<br>3．特定個人情報ファイル名 | 子育て世帯生活支援特別給付金ファイル | 特定公的給付（子育て世帯生活支援特別給付金等）ファイル | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 令和4年3月10日 | Ⅰ　基本情報<br>4．個人番号の利用<br>法令上の根拠 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項及び別表第一の100の項 | ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項及び別表第一の100の項<br>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年/内閣府/総務省/令第5号）第73条<br>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十三条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示（令和3年/内閣府・総務省/告示第1号）第1号、第3号、第4号 | 事後 | 事前に再実施が必要である重要な変更に当たるものの、子育て特別給付金は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、子育て世帯の生活を支援するために支給するものであり、可能な限り迅速かつ正確に支給を行うことが期待されていることから、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象となり、事後的に実施した。 |
| 令和4年3月10日 | Ⅰ　基本情報<br>5．情報提供ネットワークシステムによる情報連携<br>②法令上の根拠 | （船橋市が照会する根拠）<br>・番号法第19条第7号<br>・番号法別表第二の121項 | （船橋市が照会する根拠）<br>・番号法第19条第8号<br>・番号法別表第二の121項 | 事後 | 法改正に伴う形式的な変更であるため、重要な変更に当たらない。 |
| 令和4年3月10日 | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>1．特定個人情報ファイル名 | 子育て世帯生活支援特別給付金ファイル | 特定公的給付（子育て世帯生活支援特別給付金等）ファイル | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和4年3月10日 | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>2. 基本情報<br>③対象となる本人の範囲 | 支給要件の該当性を判定する必要がある者<br>(①4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の受給者②4月分の児童扶養手当を受給者③住民税が非課税である者④高校生以上である障害のない児童のみを養育する世帯、公務員世帯等の申請者及び配偶者等) | 支給要件の該当性を判定する必要がある者<br>①「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の支給について」(令和3年5月28日付子発0528第1号厚生労働省子ども家庭局長通知)に基づき、給付金の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務<br>(略)<br><br>②「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業の実施について」(令和3年11 月26 日付け府政経運第399号本職通知)を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務<br>(①令和3年9月分の児童手当受給者②高校生以上である児童のみを養育する世帯③公務員世帯等の申請者及び配偶者等) | 事後 | 事前に再実施が必要である重要な変更に当たるものの、子育て特別給付金は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、子育て世帯の生活を支援するために支給するものであり、可能な限り迅速かつ正確に支給を行うことが期待されていることから、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となるため。 |
| 令和4年3月10日 | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>2. 基本情報<br>③対象となる本人の範囲<br>その必要性 | 上記①～③の情報を突合し、積極支給の対象者を抽出することで、迅速かつ確実な支給を可能とするため。<br>上記④の支給要件の該当性を確認し、迅速な支給を可能とするため。 | ①「①～③」の情報を突合し、積極支給の対象者を抽出することで、迅速かつ確実な支給を可能とするため。<br>「④」の支給要件の該当性を確認し、迅速な支給を可能とするため。<br>②「①」の情報を用いて、積極支給の対象者を抽出することで、迅速かつ確実な支給を可能とするため。<br>「②～③」の支給要件の該当性を確認し、迅速な支給を可能とするため。 | 事後 | 事前に再実施が必要である重要な変更に当たるものの、子育て特別給付金は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、子育て世帯の生活を支援するために支給するものであり、可能な限り迅速かつ正確に支給を行うことが期待されていることから、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となるため。 |
| 令和4年3月10日 | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>3. 特定個人情報の入手・使用<br>②入手方法 | [ ]その他(　) | [○]その他(電子申請システム(市独自)) | 事後 | 電子申請システム(市独自)では個人番号を取り扱うことはなく、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更であるため、重要な変更には当たらない。 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和4年3月10日 | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>3．特定個人情報の入手・使用<br>③使用目的 | 子育て世帯生活支援特別給付金ファイルの受給資格の審査・支給事務処理を行うため。 | 特定公的給付（子育て世帯生活支援特別給付金等）ファイルの受給資格の審査・支給事務処理を行うため。 | 事後 | 事前に再実施が必要である重要な変更に当たるものの、子育て特別給付金は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、子育て世帯の生活を支援するために支給するものであり、可能な限り迅速かつ正確に支給を行うことが期待されていることから、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象となるため。 |
| 令和4年3月10日 | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>3．特定個人情報の入手・使用<br>⑤使用方法 | ・児童手当システム（児童総合福祉システム）において、税情報等の突合を行い、積極支給の対象者を抽出し、支給事務処理を行う。 | ・特定公的給付（子育て世帯生活支援特別給付金等）システム（児童総合福祉システム）において、税情報等の突合を行い、積極支給の対象者を抽出し、支給事務処理を行う。 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 令和4年3月10日 | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項1<br>⑥再委託事項 | 子育て世帯生活支援特別給付金給付金に係る申請受付・審査業務の一部を再委託する。 | 特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務（子育て世帯生活支援特別給付金等）に係る申請受付・審査業務の一部を再委託する。 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 令和4年3月10日 | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項2 | 子育て世帯生活支援特別給付金システム（児童総合福祉システム）の運用・保守業務 | 特定公的給付（子育て世帯生活支援特別給付金等）システム（児童総合福祉システム）の運用・保守業務 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 令和4年3月10日 | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項2<br>①委託内容 | 子育て世帯生活支援特別給付金（児童総合福祉システム）の運用・保守業務（法制度改正に伴う改修作業を含む。） | 特定公的給付（子育て世帯生活支援特別給付金等）システム（児童総合福祉システム）の運用・保守業務（法制度改正に伴う改修作業を含む。） | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和4年3月10日 | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項2<br>⑥再委託事項 | 子育て世帯生活支援特別給付金システム（児童総合福祉システム）の運用・保守業務の一部を再委託する。 | 特定公的給付（子育て世帯生活支援特別給付金等）システム（児童総合福祉システム）の運用・保守業務の一部を再委託する。 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 令和4年3月10日 | Ⅲ　リスク対策<br>1．特定個人情報ファイル名 | 子育て世帯生活支援特別給付金ファイル | 特定公的給付（子育て世帯生活支援特別給付金等）ファイル | 事後 | 事前に再実施が必要である重要な変更に当たるものの、子育て特別給付金は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、子育て世帯の生活を支援するために支給するものであり、可能な限り迅速かつ正確に支給を行うことが期待されていることから、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象となるため。 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和4年3月10日 | Ⅲ　リスク対策<br>2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）<br>特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | ＜不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置＞<br>①～③（略）<br><br>＜入手した特定個人情報が不正確であるリスクに対する措置＞<br>①～②（略）<br><br>＜入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置＞<br>①～③（略） | ＜不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置＞<br>①～③（略）<br>④電子申請システム（市独自）の画面の誘導において住民に何の手続を探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしていただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。<br><br>＜入手した特定個人情報が不正確であるリスクに対する措置＞<br>①～②（略）<br>③住民が電子申請システム（市独自）から申請した場合は、住民基本台帳等の情報と突合し、収集した個人情報に誤りがないか確認を行っている。<br><br>＜入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置＞<br>①～③（略）<br>④電子申請システム（市独自）と地方公共団体との間は、LGWAN、VPN 等の回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしている。<br><br>＜必要な情報以外を入手することを防止するための措置＞<br>①住民が電子申請システム（市独自）の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 | 事後 | 電子申請システム（市独自）では個人番号を取り扱うことはなく、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更であるため、重要な変更には当たらない。 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和4年3月10日 | Ⅲ　リスク対策<br>3. 特定個人情報の使用<br>リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク<br>リスクに対する措置の内容 | ①子育て世帯生活支援特別給付金システム（児童総合福祉システム）については、番号法別表第一及び関係主務省令に定められた事務以外からの特定個人情報へのアクセスが行えないような仕組みを構築している。<br>（以下、略） | ①特定公的給付（子育て世帯生活支援特別給付金等）システム（児童総合福祉システム）については、番号法別表第一及び関係主務省令に定められた事務以外からの特定個人情報へのアクセスが行えないような仕組みを構築している。<br>（以下、略） | 事後 | 事前に再実施が必要である重要な変更に当たるものの、子育て特別給付金は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、子育て世帯の生活を支援するために支給するものであり、可能な限り迅速かつ正確に支給を行うことが期待されていることから、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象となるため。 |
| 令和4年3月10日 | Ⅲ　リスク対策<br>3. 特定個人情報の使用<br>リスク2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク<br>ユーザ認証の管理<br>具体的な管理方法 | ＜ユーザ認証の管理＞<br>①（略）<br>②②なりすましによる不正を防止する観点から共用ID の利用を禁止する。<br><br>＜アクセス権限の発行・失効の管理＞<br>①（略）<br>④異動等が発生した際には、変更となる職員のアクセス権限情報を確認し、業務上不要となったものについては廃止する。<br>③～⑤（略）<br><br>＜アクセス権限の管理＞<br>①共用IDは発行せず、必ず個人に対しユーザIDを発行する。<br>②～③（略）<br><br>＜特定個人情報の使用の記録＞<br>①～③（略） | ＜ユーザ認証の管理＞<br>①（略）<br>②なりすましによる不正を防止する観点から、電子申請システム（市独自）以外での共用IDの使用は禁止する。<br><br>＜アクセス権限の発行・失効の管理＞<br>①（略）<br>②異動等により所属が変わる際には、パスワードやアクセス権限の変更もしくはアカウントを削除する等、異動した職員がアクセスできないように設定変更を行う。<br>③～⑤（略）<br><br>＜アクセス権限の管理＞<br>①電子申請システム（市独自）以外のシステムにおいては共用IDは発行せず、必ず個人に対しユーザIDを発行する。<br>②～③（略）<br><br>＜特定個人情報の使用の記録＞<br>①～③（略） | 事後 | 電子申請システム（市独自）では個人番号を取り扱うことはなく、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更であるため、重要な変更には当たらない。 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和4年3月10日 | Ⅲ　リスク対策<br>3. 特定個人情報の使用<br>特定個人情報の使用における<br>その他のリスク及びそのリスク<br>に対する措置 | ＜従業者が事務外で使用するリスクに対する措置＞<br>①～⑤（略）<br><br>＜特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクに対する措置＞<br>①～②（略）<br><br>＜その他の措置＞<br>（略） | ＜従業者が事務外で使用するリスクに対する措置＞<br>①～⑤（略）<br>⑥外部記憶媒体に電子申請システム（市独自）から取得した電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に情報システム管理者（所属長）の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は限定されたUSBメモリ等のみを使用する。<br>⑦外部記憶媒体内のデータは暗号化する。<br><br>＜特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクに対する措置＞<br>（略）<br><br>＜その他の措置＞<br>（略） | 事後 | 電子申請システム（市独自）では個人番号を取り扱うことはなく、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更であるため、重要な変更には当たらない。 |
| 令和4年3月10日 | Ⅲ　リスク対策<br>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続<br>リスク1：目的外の入手が行われるリスク<br>リスクに対する措置の内容 | ＜子育て世帯生活支援特別給付金システム（児童総合福祉システム）の運用における措置＞<br>（以下、略） | ＜特定公的給付（子育て世帯生活支援特別給付金等）システム（児童総合福祉システム）の運用における措置＞<br>（以下、略） | 事後 | 事前に再実施が必要である重要な変更に当たるものの、子育て特別給付金は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、子育て世帯の生活を支援するために支給するものであり、可能な限り迅速かつ正確に支給を行うことが期待されていることから、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象となるため。 |
| 令和4年3月10日 | Ⅲ　リスク対策<br>7. 特定個人情報の保管・消去<br>リスク：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク<br>その他の措置の内容 | （略）<br>【技術的対策】<br>＜船橋市における措置＞<br>①（略）<br>⑤サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、LGWAN、VPN等の回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしている。<br>（略） | （略）<br>【技術的対策】<br>＜船橋市における措置＞<br>①～④（略）<br>⑤電子申請システム（市独自）と地方公共団体との間は、LGWAN、VPN等の回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしている。<br>（略） | 事後 | 文言の修正であるため、重要な変更に当たらない。 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和4年3月10日 | Ⅲ　リスク対策<br>7．特定個人情報の保管・消去<br>特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | ＜特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクに対する措置＞<br>①（略）<br>②LGWAN 接続端末は、基本的には、個人番号付電子申請データの一時保管として使用するが、一時保管中に再申請や申請情報の訂正が発生した場合には古い情報で審査等を行わないよう、履歴管理を行う。<br><br>＜特定個人情報が消去されず、いつまでも存在するリスク＞<br>①～②（略）<br>③LGWAN 接続端末については、業務終了後の不要な個人番号付電子申請データ等の消去について徹底し、必要に応じて管理者が確認する。<br>④外部記憶媒体については、定期的に内部のチェックを行い不要なデータの確認を行い、廃棄する場合は管理者の承認を得て行う手順を定めている。<br><br>＜紙媒体に対する措置＞<br>（略） | ＜特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクに対する措置＞<br>①（略）<br><br>＜特定個人情報が消去されず、いつまでも存在するリスク＞<br>①～②（略）<br>③外部記憶媒体については、定期的に内部のチェックを行い不要なデータの確認を行い、廃棄する場合は管理者の承認を得て行う手順を定めている。<br><br>＜紙媒体に対する措置＞<br>（略） | 事後 | 電子申請システム（市独自）では個人番号を取り扱うことはなく、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更であるため、重要な変更には当たらない。 |
| 令和4年3月10日 | Ⅴ　評価実施手続<br>1．基礎項目評価<br>①実施日 | 2021/7/15 | 2022/3/10 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和5年3月17日 | Ⅰ　基本情報<br>1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務<br>②事務の内容 | 【事務処理】<br>（以下、略） | 【事務処理】<br>（以下、略）<br><br>③「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）の支給について」（令和4年5月2日付子発0524第2号厚生労働省子ども家庭局長通知）に基づき、給付金の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務<br>【概要】<br>本給付金の積極支給対象者の選定、および、申請者の支給要件の該当性を判定する事務を行う。<br>【事務処理】<br>〇積極支給<br>　令和4年4月分の児童手当（児童手当法による児童手当の受給者、令和4年4月分の特別児童扶養手当の受給者で、令和4年度分の市町村民税均等割が非課税である者を積極支給の対象とし、給付金の支給案内を行う<br>〇新規認定者に対する積極支給<br>令和4年5月から令和5年3月までのいずれかの月の分の児童手当の受給資格の認定又は児童手当法第9条第1項の規定による児童手当の額の改定の認定を受けた者、もしくは特別児童扶養手当の受給資格の認定又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律第16条において準用する児童扶養手当法第8条第1項の規定による特別児童扶養手当の額の改定の認定を受けた者を随時積極支給の対象者とし、給付金の支給案内を行う<br>〇その他の届出<br>　口座振替変更届に基づき、振替（支給）口座の変更を行う。<br>〇申請書（請求書）、申立書<br>　申請書（請求書）および申立書に基づき、支給要件に該当する者に給付金の支給を行う。 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和5年3月17日 | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>2. 基本情報<br>③対象となる本人の範囲 | 支給要件の該当性を判定する必要がある者<br>①「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）の支給について」（令和3年5月28日付子発0528第1号厚生労働省子ども家庭局長通知）に基づき、給付金の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務<br>（①令和3年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の受給者②令和3年4月分の児童扶養手当を受給者③令和3年度住民税が非課税である者④高校生以上である障害のない児童のみを養育する世帯、公務員世帯等の申請者及び配偶者等）<br><br>②「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業の実施について」（令和3年11 月26 日付け府政経運第399号本職通知）を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務<br>（①令和3年9月分の児童手当受給者②高校生以上である児童のみを養育する世帯③公務員世帯等の申請者及び配偶者等） | 支給要件の該当性を判定する必要がある者<br>①「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）の支給について」（令和3年5月28日付子発0528第1号厚生労働省子ども家庭局長通知）に基づき、給付金の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務<br>（①令和3年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の受給者②令和3年4月分の児童扶養手当を受給者③令和3年度住民税が非課税である者④高校生以上である障害のない児童のみを養育する世帯、公務員世帯等の申請者及び配偶者等）<br><br>②「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業の実施について」（令和3年11 月26 日付け府政経運第399号本職通知）を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務<br>（①令和3年9月分の児童手当受給者②高校生以上である児童のみを養育する世帯③公務員世帯等の申請者及び配偶者等）<br><br>③「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）の支給について」（令和4年5月2日付子発0524第2号厚生労働省子ども家庭局長通知）に基づき、給付金の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務<br>（①令和4年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の受給者②令和4年4月分の児童扶養手当を受給者③令和4年度住民税が非課税である者④高校生以上である障害のない児童のみを養育する世帯、公務員世帯等の申請者及び配偶者等） | 事後 | 事前に再実施が必要である重要な変更に当たるものの、子育て特別給付金は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、子育て世帯の生活を支援するために支給するものであり、可能な限り迅速かつ正確に支給を行うことが期待されていることから、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象となるため。 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和5年3月17日 | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>2. 基本情報<br>③対象となる本人の範囲<br>その必要性 | ①「①～③」の情報を突合し、積極支給の対象者を抽出することで、迅速かつ確実な支給を可能とするため。<br>「④」の支給要件の該当性を確認し、迅速な支給を可能とするため。<br>②「①」の情報を用いて、積極支給の対象者を抽出することで、迅速かつ確実な支給を可能とするため。<br>「②～③」の支給要件の該当性を確認し、迅速な支給を可能とするため。 | ①「①～③」の情報を突合し、積極支給の対象者を抽出することで、迅速かつ確実な支給を可能とするため。<br>「④」の支給要件の該当性を確認し、迅速な支給を可能とするため。<br>②「①」の情報を用いて、積極支給の対象者を抽出することで、迅速かつ確実な支給を可能とするため。<br>「②～③」の支給要件の該当性を確認し、迅速な支給を可能とするため。<br>③「①～③」の情報を突合し、積極支給の対象者を抽出することで、迅速かつ確実な支給を可能とするため。<br>「④」の支給要件の該当性を確認し、迅速な支給を可能とするため。 | 事後 | 事前に再実施が必要である重要な変更に当たるものの、子育て特別給付金は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、子育て世帯の生活を支援するために支給するものであり、可能な限り迅速かつ正確に支給を行うことが期待されていることから、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象となるため。 |
| 令和5年3月17日 | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項1<br>③委託先名 | 株式会社ニチイ学館 | トランス・コスモス株式会社 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 令和5年3月17日 | Ⅲ　リスク対策<br>7. 特定個人情報の保管・消去<br>リスク：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク<br>②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか<br>その内容 | 市公式アプリ「ふなっぷ」において保管していた情報について、サービス提供事業者による設定不備により、第三者からアクセス可能な状態となっていたことが令和3年2月に判明した。<br>ログ調査の結果、第三者からアクセスされたユーザー情報の件数は延べ252件であることが判明したが、どのユーザー情報にアクセスされたかについては、特定に至らなかった。第三者からアクセスがあった可能性がある情報は、氏名、住所、生年月日、性別、メールアドレス、ID、パスワード等である。 | ①市公式アプリ「ふなっぷ」において保管していた情報について、サービス提供事業者による設定不備により、第三者からアクセス可能な状態となっていたことが令和3年2月に判明した。ログ調査の結果、第三者からアクセスされたユーザー情報の件数は延べ252件であることが判明したが、どのユーザー情報にアクセスされたかについては、特定に至らなかった。第三者からアクセスがあった可能性がある情報は、氏名、住所、生年月日、性別、メールアドレス、ID、パスワード等である。<br>②放課後ルームで勤務する三季パート補助員（夏休み・冬休み・春休みのみ勤務）を募集するために経験者を対象に、冬休みの募集案内メールを送信（直近1年以内に勤務したことのある方116名。）。<br>その際、116名の対象者のアドレスを本来「BCC」に入れるところを誤って「TO」に入力し、他の方のメールアドレスが表示される形でメールを送信してしまった。116名のうち6名はアドレスが変更されており、送信できなかった。 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和5年3月17日 | Ⅲ　リスク対策<br>7. 特定個人情報の保管・消去<br>リスク：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク<br>②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか<br>再発防止策の内容 | 今回のような認識過誤による判断が行われていないか定期的に確認するとともに、総務省や内閣サイバーセキュリティセンターからインシデント情報を収集し、サービス提供事業者へ情報提供したうえで対応の確認を行い、事故を未然に防げるよう、積極的に関与していく。<br>なお、本件を受けて、サービス提供事業者からは、情報収集経路、管理、共有体制の見直し等を行う旨の報告を受けた。 | ①今回のような認識過誤による判断が行われていないか定期的に確認するとともに、総務省や内閣サイバーセキュリティセンターからインシデント情報を収集し、サービス提供事業者へ情報提供したうえで対応の確認を行い、事故を未然に防げるよう、積極的に関与していく。なお、本件を受けて、サービス提供事業者からは、情報収集経路、管理、共有体制の見直し等を行う旨の報告を受けた。<br>②・「TO」で送信しない。<br>・送信メール作成時には、必ず新規作成で作成し、宛名はBccに直接入力又はエクセルデータからの貼付けにする。案内送付時の決裁処理において、メール送信画面も添付する。<br>・新たに一斉送信の際のチェックリストを作成し、一斉送信前に必ず下書きに保存のうえ、メール作成者およびダブルチェック担当者の確認作業を行う。<br>・課内で今回の件を共有し周知徹底を図る。 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 令和5年3月17日 | Ⅲ　リスク対策<br>10. その他のリスク対策 | ＜船橋市における措置＞<br>・特定個人情報保護評価を適切に実施するために、部署横断的な特定個人情報保護評価書の内容の確認等を行う総括的な部署として法務課を設置している。<br>・（略）<br><br>＜自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞<br>（略） | ＜船橋市における措置＞<br>・特定個人情報保護評価を適切に実施するために、部署横断的な特定個人情報保護評価書の内容の確認等を行う総括的な部署として総務法制課を設置している。<br>・（略）<br><br>＜自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞<br>（略） | 事後 | 組織改正に伴う組織の名称の形式的な変更であるため、重要な変更に当たらない。 |
| 令和5年3月17日 | Ⅳ　開示請求、問合せ<br>1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求<br>①請求先 | 船橋市総務部法務課<br>〒273-8501　千葉県船橋市湊町2丁目10番25号<br>電話　047-436-2062 | 船橋市総務部総務法制課<br>〒273-8501　千葉県船橋市湊町2丁目10番25号<br>電話　047-436-2062 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 令和5年3月17日 | Ⅳ　開示請求、問合せ<br>2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ<br>②対応方法 | 問合せの受付時に受付簿に記録を残し、問合せ内容及び対応等について記録を残す。情報漏えい等の重大事案に関する問合せについては、調査を行い、総務部法務課へ進捗状況を報告する。 | 問合せの受付時に受付簿に記録を残し、問合せ内容及び対応等について記録を残す。情報漏えい等の重大事案に関する問合せについては、調査を行い、総務部総務法制課へ進捗状況を報告する。 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 令和5年3月17日 | Ⅴ　評価実施手続<br>1. 基礎項目評価<br>①実施日 | 2022/3/10 | 2023/3/17 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和6年2月7日 | Ⅰ　基本情報<br>1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務<br>②事務の内容 | ①～③略 | ①～③略<br>④「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）の支給について」（令和5年4月10日こ支家第14号こども家庭庁支援局長通知）に基づき、給付金の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務<br>【概要】<br>本給付金の積極支給対象者の選定、および、申請者の支給要件の該当性を判定する事務を行う。<br>【事務処理】<br>〇積極支給<br>　令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）受給者を積極支給の対象とし、給付金の支給案内を行う<br>〇その他の届出<br>　口座振替変更届に基づき、振替（支給）口座の変更を行う。<br>〇申請書（請求書）、申立書<br>　申請書（請求書）および申立書に基づき、支給要件に該当する者に給付金の支給を行う。 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 令和6年2月7日 | Ⅰ　基本情報<br>1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務<br>②事務の内容<br>上欄の続き | | ⑤「令和5年度千葉県子どもの成長応援臨時給付金」（令和5年6月2日子大397号-1千葉県知事通知）に基づき、給付金の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務<br>【概要】<br>本給付金の積極支給対象者の選定、および、申請者の支給要件の該当性を判定する事務を行う。<br>【事務処理】<br>〇積極支給<br>　小学生及び中学生の児童のいる世帯で、令和5年5月分の児童手当（児童手当法による児童手当）受給者を積極支給の対象とし、給付金の支給案内を行う<br>〇その他の届出<br>　口座振替変更届に基づき、振替（支給）口座の変更を行う。<br>〇申請書（請求書）、申立書<br>　申請書（請求書）および申立書に基づき、支給要件に該当する者に給付金の支給を行う。 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和6年2月7日 | Ⅰ　基本情報<br>1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務<br>②事務の内容<br>上欄の続き | | ⑥「船橋市ふなっこ子育て応援給付金支給事業実施要綱」（令和5年7月3日施行）に基づき、給付金の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務<br>【概要】<br>本給付金の積極支給対象者の選定、および、申請者の支給要件の該当性を判定する事務を行う。<br>【事務処理】<br>〇積極支給<br>　新生児を含む未就学児及び高校生相当年齢等の児童等のいる世帯で、令和5年5月分の児童手当（児童手当法による児童手当）受給者を積極支給の対象とし、給付金の支給案内を行う<br>〇その他の届出<br>　口座振替変更届に基づき、振替（支給）口座の変更を行う。<br>〇申請書（請求書）、申立書<br>　申請書（請求書）および申立書に基づき、支給要件に該当する者に給付金の支給を行う。 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和6年2月7日 | Ⅰ　基本情報<br>4. 個人番号の利用<br>法令上の根拠 | ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項及び別表第一の100の項<br>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年/内閣府/総務省/令第5号）第73条<br>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十三条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示（令和3年/内閣府・総務省/告示第1号）第1号、第3号、第4号 | ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項及び別表第一の101の項<br>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年/内閣府/総務省/令第5号）第74条<br>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示（令和3年/内閣府・総務省/告示第1号）第1号、第3号、第4号<br>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示（令和5年/デジタル庁・総務省/告示第9号）<br>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示（令和5年/デジタル庁・総務省/告示第23号）第35号<br>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示（令和5年/デジタル庁・総務省/告示第37号）第8号 | 事後 | 事前に再実施が必要である重要な変更に当たるものの、子育て世帯生活支援特別給付金等は、迅速に食費等の物価が高騰している状況下での家計支援を行うために支給するものであり、可能な限り迅速かつ正確に支給を行うことが期待されていることから、特定個人情報保護評価に関する規則第９条第２項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象となり、事後的に実施した。 |
| 令和6年2月7日 | Ⅰ　基本情報<br>6. 評価実施機関における担当部署 | 船橋市健康福祉局子育て支援部児童家庭課 | 船橋市健康福祉局こども家庭部子育て給付課 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和6年2月7日 | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>2. 基本情報<br>③対象となる本人の範囲 | ①～②略<br>③「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）の支給について」（令和4年5月2日付子発0524第2号厚生労働省子ども家庭局長通知）に基づき、給付金の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務<br>（①令和4年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の受給者②令和4年4月分の児童扶養手当を受給者③令和4年度住民税が非課税である者④高校生以上である障害のない児童のみを養育する世帯、公務員世帯等の申請者及び配偶者等） | ③「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）の支給について」（令和4年5月2日付子発0524第2号厚生労働省子ども家庭局長通知）に基づき、給付金の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務<br>（①令和4年度住民税（均等割）が非課税である者②18歳未満の児童（特別児童扶養手当を受給中の場合は20歳未満）を養育する父母等で食費等の物価高騰の影響を受けて令和4年1月以降の家計が急変し住民税非課税相当の収入となった者等） | 事後 | 事前に再実施が必要である重要な変更に当たるものの、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金は、迅速に食費等の物価が高騰している状況下での家計支援を行うために支給するものであり、可能な限り迅速かつ正確に支給を行うことが期待されていることから、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象となり、事後的に実施した。 |
| 令和6年2月7日 | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>2. 基本情報<br>③対象となる本人の範囲<br>上欄の続き | | ④「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）の支給について」（令和5年4月10日こ支家第14号こども家庭庁支援局長通知）に基づき、給付金の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務<br>（①令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外）の支給対象者②令和5年度住民税（均等割）が非課税である者③18歳未満の児童（特別児童扶養手当を受給中の場合は20歳未満）を養育する父母等で食費等の物価高騰の影響を受けて令和5年1月以降の家計が急変し住民税非課税相当の収入となった者等） | 事後 | 事前に再実施が必要である重要な変更に当たるものの、子育て世帯生活支援特別給付金等は、迅速に食費等の物価が高騰している状況下での家計支援を行うために支給するものであり、可能な限り迅速かつ正確に支給を行うことが期待されていることから、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象となり、事後的に実施した。 |
| 令和6年2月7日 | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>2. 基本情報<br>③対象となる本人の範囲<br>上欄の続き | | ⑤「令和5年度千葉県子どもの成長応援臨時給付金」（令和5年6月2日子大397号-1千葉県知事通知）に基づき、給付金の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務<br>（令和5年4月30日時点で市に住民登録のある小学生及び中学生の児童のいる世帯：①令和5年5月分の児童手当（児童手当法による児童手当）を受給する者②公務員世帯等の申請者及び配偶者） | 事後 | 事前に再実施が必要である重要な変更に当たるものの、子育て世帯生活支援特別給付金等は、迅速に食費等の物価が高騰している状況下での家計支援を行うために支給するものであり、可能な限り迅速かつ正確に支給を行うことが期待されていることから、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定（緊急 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和6年2月7日 | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>2. 基本情報<br>③対象となる本人の範囲<br>上欄の続き | | ⑥「船橋市ふなっこ子育て応援給付金支給事業実施要綱」（令和5年7月3日施行）に基づき、給付金の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務<br>（<1>令和5年4月30日時点で市に住民登録のある未就学児及び高校生相当年齢等の児童等のいる世帯<2>出生と同時に市に住民登録をした新生児のいる世帯<3>20歳未満の特別児童扶養手当対象の児童を養育する者<br><1>：①令和5年5月分の児童手当（児童手当法による児童手当）を受給する者②公務員世帯等の申請者及び配偶者 | 事後 | 事前に再実施が必要である重要な変更に当たるものの、子育て世帯生活支援特別給付金等は、迅速に食費等の物価が高騰している状況下での家計支援を行うために支給するものであり、可能な限り迅速かつ正確に支給を行うことが期待されていることから、特定個人情報保護評価に関する規則第９条第２項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象となり、事後的に実施した。 |
| 令和6年2月7日 | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>2. 基本情報<br>③対象となる本人の範囲<br>その必要性 | ①「①～③」の情報を突合し、積極支給の対象者を抽出することで、迅速かつ確実な支給を可能とするため。<br>「④」の支給要件の該当性を確認し、迅速な支給を可能とするため。<br>②「①」の情報を用いて、積極支給の対象者を抽出することで、迅速かつ確実な支給を可能とするため。<br>「②～③」の支給要件の該当性を確認し、迅速な支給を可能とするため。<br>③「①～③」の情報を突合し、積極支給の対象者を抽出することで、迅速かつ確実な支給を可能とするため。<br>「④」の支給要件の該当性を確認し、迅速な支給を可能とするため。 | 積極支給：それぞれの情報を突合し、積極支給の対象者を抽出することで、迅速かつ確実な支給を可能とするため。<br>申請支給：支給要件の該当性を確認し、迅速な支給を可能とするため。 | 事後 | 事前に再実施が必要である重要な変更に当たるものの、子育て世帯生活支援特別給付金等は、迅速に食費等の物価が高騰している状況下での家計支援を行うために支給するものであり、可能な限り迅速かつ正確に支給を行うことが期待されていることから、特定個人情報保護評価に関する規則第９条第２項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象となり、事後的に実施した。 |
| 令和6年2月7日 | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>2. 基本情報<br>⑥事務担当部署 | 船橋市健康福祉局子育て支援部児童家庭課 | 船橋市健康福祉局こども家庭部子育て給付課 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和6年2月7日 | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>3．特定個人情報の入手・使用<br>①入手元 | [　]行政機関・独立行政法人等（　） | [○]行政機関・独立行政法人等（デジタル庁） | 事後 | 事前に再実施が必要である重要な変更に当たるものの、子育て世帯生活支援特別給付金等は、迅速に食費等の物価が高騰している状況下での家計支援を行うために支給するものであり、可能な限り迅速かつ正確に支給を行うことが期待されていることから、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象となり、事後的に実施した。 |
| 令和6年2月7日 | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>3．特定個人情報の入手・使用 | 児童家庭課 | 子育て給付課 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 令和6年2月7日 | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託の有無 | （2）件 | （4件） | 事後 | 事前に再実施が必要である重要な変更に当たるものの、子育て世帯生活支援特別給付金等は、迅速に食費等の物価が高騰している状況下での家計支援を行うために支給するものであり、可能な限り迅速かつ正確に支給を行うことが期待されていることから、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象となり、事後的に実施した。 |
| 令和6年2月7日 | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項3 | － | 給付金申請受付・審査業務 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和6年2月7日 | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項3<br>①委託内容 | － | 給付金に係る申請受付・審査業務 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 令和6年2月7日 | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項3<br>②委託先における取扱者数 | － | 10人以上50人未満 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 令和6年2月7日 | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項3<br>③委託先名 | － | キャリアリンク株式会社 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 令和6年2月7日 | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項3<br>再委託　④再委託の有無 | － | 再委託しない | 事後 | 事前に再実施が必要である重要な変更に当たるものの、子育て世帯生活支援特別給付金等は、迅速に食費等の物価が高騰している状況下での家計支援を行うために支給するものであり、可能な限り迅速かつ正確に支給を行うことが期待されていることから、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象となり、事後的に実施した。 |
| 令和6年2月7日 | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項4 | － | 給付金申請受付・審査業務 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和6年2月7日 | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項4<br>①委託内容 | － | 給付金に係る申請受付・審査業務 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 令和6年2月7日 | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項4<br>②委託先における取扱者数 | － | 10人以上50人未満 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 令和6年2月7日 | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項4<br>③委託先名 | － | 株式会社DMS | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 令和6年2月7日 | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託<br>委託事項4<br>再委託　④再委託の有無 | － | 再委託しない | 事後 | 事前に再実施が必要である重要な変更に当たるものの、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金等は、迅速に食費等の物価が高騰している状況下での家計支援を行うために支給するものであり、可能な限り迅速かつ正確に支給を行うことが期待されていることから、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象となり、事後的に実施した。 |
| 令和6年2月7日 | Ⅲ　リスク対策<br>9．従事者に対する教育・啓発<br>具体的な方法 | ＜船橋市における措置＞<br>①児童家庭課の職員に対しては、eラーニング等の個人情報保護に関する研修の受講を義務付けている。<br><br>（以下、略） | ＜船橋市における措置＞<br>①子育て給付課の職員に対しては、eラーニング等の個人情報保護に関する研修の受講を義務付けている。<br><br>（以下、略） | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和6年2月7日 | Ⅳ　開示請求、問合せ<br>2．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ<br>①連絡先 | 船橋市健康福祉局子育て支援部児童家庭課<br>〒273-8501　千葉県船橋市湊町2丁目10番25号<br>電話　047-436-2316 | 船橋市健康福祉局こども家庭部子育て給付課<br>〒273-8501　千葉県船橋市湊町2丁目10番25号<br>電話　047-436-2316 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 令和6年2月7日 | Ⅴ　評価実施手続<br>1．基礎項目評価<br>①実施日 | 2023/3/17 | 2024/2/7 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 令和6年3月29日 | Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要<br>6．特定個人情報の保管・消去<br>保管場所 | 〈船橋市における措置〉<br>（略）<br>＜自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞<br>（略） | 〈船橋市における措置〉<br>（略）<br>＜自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞<br>（略）<br>＜ガバメントクラウドにおける措置＞<br>①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。<br>・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。<br>・日本国内でのデータ保管を条件としていること。<br>②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 | 事前 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和6年3月29日 | Ⅲ　リスク対策<br>7. 特定個人情報の保管・消去<br>その他の措置の内容 | 【物理的対策】<br>＜船橋市における措置＞<br>（略）<br>＜自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞<br>（略）<br>【技術的対策】<br>＜船橋市における措置＞<br>（略）<br>＜自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞<br>（略） | 【物理的対策】<br>＜船橋市における措置＞<br>（略）<br>＜自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞<br>（略）<br>＜ガバメントクラウドにおける措置＞<br>①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。<br>②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 | 事前 | |
| 令和6年3月29日 | Ⅲ　リスク対策<br>7. 特定個人情報の保管・消去<br>その他の措置の内容<br>上欄の続き | | 【技術的対策】<br>＜船橋市における措置＞<br>（略）<br>＜自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞<br>（略）<br>＜ガバメントクラウドにおける措置＞<br>①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。<br>②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」（令和４年１０月　デジタル庁。以下「利用基準」という。）に規定する「ASP」をいう。以下同じ。）又はガバメントクラウド運用管理補助者（利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。）は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。<br>③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 | 事前 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和6年3月29日 | Ⅲ　リスク対策<br>7. 特定個人情報の保管・消去<br>その他の措置の内容<br>上欄の続き | | ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。<br>⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウエアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。<br>⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。<br>⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。<br>⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 | 事前 | |
| 令和6年3月29日 | Ⅲ　リスク対策<br>7. 特定個人情報の保管・消去<br>特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | ＜特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクに対する措置＞<br>（略）<br>＜特定個人情報が消去されず、いつまでも存在するリスク＞<br>①～④（略）<br>＜紙媒体に対する措置＞<br>（略） | ＜特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクに対する措置＞<br>（略）<br>＜特定個人情報が消去されず、いつまでも存在するリスク＞<br>①～④（略）<br>⑤ガバメントクラウドにおいては、データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。<br>＜紙媒体に対する措置＞<br>（略） | 事前 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和6年3月29日 | Ⅲ　リスク対策<br>10．その他のリスク対策 | ＜船橋市における措置＞<br>（略）<br>＜自治体中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞<br>（略） | ＜船橋市における措置＞<br>（略）<br>＜自治体中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞<br>（略）<br>＜ガバメントクラウドにおける措置＞<br>ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。<br>ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。<br>具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。 | 事前 | |
| 令和6年3月29日 | Ⅴ　評価実施手続<br>1．基礎項目評価<br>①実施日 | 2024/2/7 | 2024/3/29 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。 |
| 令和7年3月31日 | Ⅰ　基本情報<br>4．個人番号の利用<br>法令上の根拠 | ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項及び別表第一の101の項<br>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年/内閣府/総務省/令第5号）第74条<br>（略） | ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項及び別表の135の項<br>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年/内閣府/総務省/令第5号）第74条<br>（略） | 事後 | 法令等の改正による条項の形式的な変更であるため、重要な変更に当たらない。 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和7年3月31日 | Ⅰ　基本情報<br>5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携<br>②法令上の根拠 | （船橋市が照会する根拠）<br>・番号法第19条第8号<br>・番号法別表第二の121項<br><br>（船橋市が提供する根拠）<br>なし | （船橋市が照会する根拠）<br>・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項<br><br>（船橋市が提供する根拠）<br>なし | 事後 | 法令等の改正による条項の形式的な変更であるため、重要な変更に当たらない。 |
| 令和7年3月31日 | Ⅲ　リスク対策<br>3. 特定個人情報の使用<br>リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク<br>リスクに対する措置の内容 | ①特定公的給付（子育て世帯生活支援特別給付金等）システム（児童総合福祉システム）については、番号法別表第一及び関係主務省令に定められた事務以外からの特定個人情報へのアクセスが行えないような仕組みを構築している。<br>②～④（略） | ①特定公的給付（子育て世帯生活支援特別給付金等）システム（児童総合福祉システム）については、番号法別表及び関係主務省令に定められた事務以外からの特定個人情報へのアクセスが行えないような仕組みを構築している。<br>②～④（略） | 事後 | 法令等の改正による条項の形式的な変更であるため、重要な変更に当たらない。 |
| 令和7年3月31日 | Ⅲ　リスク対策<br>7. 特定個人情報の保管・消去<br>リスク：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク<br>②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか<br>その内容 | ①市公式アプリ「ふなっぷ」において保管していた情報について、サービス提供事業者による設定不備により、第三者からアクセス可能な状態となっていたことが令和3年2月に判明した。ログ調査の結果、第三者からアクセスされたユーザー情報の件数は延べ252件であることが判明したが、どのユーザー情報にアクセスされたかについては、特定に至らなかった。第三者からアクセスがあった可能性がある情報は、氏名、住所、生年月日、性別、メールアドレス、ID、パスワード等である。<br>②放課後ルームで勤務する三季パート補助員（夏休み・冬休み・春休みのみ勤務）を募集するために経験者を対象に、冬休みの募集案内メールを送信（直近1年以内に勤務したことのある方116名。）。<br>その際、116名の対象者のアドレスを本来「BCC」に入れるところを誤って「TO」に入力し、他の方のメールアドレスが表示される形でメールを送信してしまった。116名のうち6名はアドレスが変更されており、送信できなかった。 | 放課後ルームで勤務する三季パート補助員（夏休み・冬休み・春休みのみ勤務）を募集するために経験者を対象に、冬休みの募集案内メールを送信（直近1年以内に勤務したことのある方116名。）。<br>その際、116名の対象者のアドレスを本来「BCC」に入れるところを誤って「TO」に入力し、他の方のメールアドレスが表示される形でメールを送信してしまった。116名のうち6名はアドレスが変更されており、送信できなかった。 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和7年3月31日 | Ⅲ　リスク対策<br>7. 特定個人情報の保管・消去<br>リスク：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク<br>②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか<br>再発防止策の内容 | ①今回のような認識過誤による判断が行われていないか定期的に確認するとともに、総務省や内閣サイバーセキュリティセンターからインシデント情報を収集し、サービス提供事業者へ情報提供したうえで対応の確認を行い、事故を未然に防げるよう、積極的に関与していく。なお、本件を受けて、サービス提供事業者からは、情報収集経路、管理、共有体制の見直し等を行う旨の報告を受けた。<br>②・「TO」で送信しない。<br>・送信メール作成時には、必ず新規作成で作成し、宛名はBccに直接入力又はエクセルデータからの貼付けにする。案内送付時の決裁処理において、メール送信画面も添付する。<br>・新たに一斉送信の際のチェックリストを作成し、一斉送信前に必ず下書きに保存のうえ、メール作成者およびダブルチェック担当者の確認作業を行う。<br>・課内で今回の件を共有し周知徹底を図る。 | ・「TO」で送信しない。<br>・送信メール作成時には、必ず新規作成で作成し、宛名はBccに直接入力又はエクセルデータからの貼付けにする。案内送付時の決裁処理において、メール送信画面も添付する。<br>・新たに一斉送信の際のチェックリストを作成し、一斉送信前に必ず下書きに保存のうえ、メール作成者およびダブルチェック担当者の確認作業を行う。<br>・課内で今回の件を共有し周知徹底を図る。 | 事後 | その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない |